

足立区違反広告物除却協力員制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に基づき、区が処理することとされた屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項並びに東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号。以下「都条例」という。）の規定による違反広告物の除却について、区民等の協力を得て、路上等において行うことによって、良好な景観を形成し、風致を維持し、もって区民の生活環境向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法及び都条例の規定に違反して路上等に表示し、又は設置されたはり紙、はり札、広告旗及び立看板をいう。
- (2) はり紙 紙等に印刷又は手書きされた広告物で、他の物件に貼付したものをいう。
- (3) はり札 ベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板その他これらに類するものに紙を貼り、又は直接塗装、印刷し、容易に取りはずすことができる状態で、工作物等に取り付けられているようなものをいう。
- (4) 広告旗 広告の用に供するいわゆるのぼり旗で、容易に移動、取り外しができる状態で立てられ、又は工作物等に取り付けられているようなものをいう。
- (5) 立看板 木枠等に紙張り、布張りをしている、若しくはベニヤ板、プラスチック板、ブリキ板その他これらに類するものに紙を貼り、又は直接塗装、印刷し、或いはこれらで作成された広告物又は掲出物件で、容易に移動、取り外しができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているようなものをいう。
- (6) 路上等 次に掲げるものをいう。
 - ア 足立区内における区道、公共溝渠、河川管理用通路、都道及び国道
 - イ 区と違反広告物除却協力員を相互の地域で活動させる旨の協定を締結した地方公共団体の地域内における、当該協定で定める地域とする。

(違反広告物除却協力員)

第3条 区長は、路上等における違反広告物を除却するために必要と認める場合は、足立区違反広告物除却協力員（以下「協力員」という。）を委嘱することができる。

(区の責務)

第4条 区長は、各道路管理者、交通管理者及び道路占用者等と連携を図り、協力員による違反広告物の除却活動を支援する。

(協力員の資格要件)

第5条 協力員は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当することを要する。ただし、区長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

- (1) 次のいずれにも該当する者であること。

- ア 継続的かつ積極的に違反広告物除却活動をすることができること。
- イ 違反広告物除却活動はボランティア活動であることを理解していること。
- ウ 20歳以上であること。
- エ 区内に住所を有していること。

(2) 区内防犯パトロール（徒歩パトロール）又は路上喫煙防止指導員であること。

(協力員の登録)

第6条 協力員として登録しようとする者は、区長に申請しなければならない。

2 協力員は、2人以上のグループで登録し、代表者を定める。

3 協力員の登録をしようとする者は、違反広告物除却協力員登録申請書兼申込書（第1号様式）及び違反広告物除却計画書（第2号様式）を添えて区長に提出する。

(委嘱)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第5条の資格要件を審査し、適当と認めるときは協力員として委嘱する。

2 区長は、協力員に委嘱状（第3号様式）及び違反広告物除却協力員証（第4号様式）を交付し、腕章を貸与する。

(協力員の任期)

第8条 協力員の任期は、定めないものとする。

(協力員の委嘱の取消し)

第9条 区長は、協力員が次の各号のいずれかに該当とするときは、協力員の委嘱を取り消すことができる。

(1) 協力員から辞退の申出があったとき。

(2) 協力員としての資格要件に該当しなくなったとき。

(3) 区が協力員継続の意志又は活動の状況を確認できないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、区長が協力員としてふさわしくない行為があったと認めるとき。

2 協力員は、協力員でなくなったときは、速やかに違反広告物除却協力員証及び腕章を区長に返納する。

(協力員の知識の習得)

第10条 区長は、協力員が違反広告物の除却に関する知識を習得できるよう必要な措置を講ずる。

(協力員の除却活動地区)

第11条 協力員の違反広告物除却活動は、区長が別に定める活動地区で行う。

2 協力員の代表者は、区長が定めた活動地区の範囲内で、グループの活動する地域を申請する。

(除却活動の方法及び方法)

第12条 協力員は、次の方法及び方法により、違反広告物の除却を行う。

(1) 協力員は、違反広告物のうちはり紙とその掲出のために使用されている針金、ビニールひも等を除却する。

- (2) 除却活動に従事するときは、違反広告物除却協力員証を携帯し、腕章を着用する。
 - (3) 違反広告物の除却は、違反広告物除却計画書に基づいて行う。
 - (4) 除却活動に従事するときは、路上等の安全を確認し活動を行う。
 - (5) 除却活動終了後は、違反広告物除却報告書（第5号様式）を区に提出する。
 - (6) 次に掲げる広告物を発見した場合は、除却を保留し、区に報告する。
 - ア 政党や宗教団体に関する広告物、その他の非営利目的の広告物
 - イ 店舗等の前に掲出されている広告物
 - ウ 立看板や広告旗などこの要綱において除却対象としない違反広告物
- (除却物の取扱い)

第13条 区長は、原則として、除却した広告物を後日回収するものとする。

(トラブルの対応)

第14条 協力員が違反広告物を除却する際に、違反広告物の掲出者等との間でトラブルが発生した場合は、除却を中止し、速やかに区長に報告する。

(保険の加入)

第15条 区長は、協力員の除却活動に係わる保険に加入する。

(感謝状の贈呈)

第16条 区長は、次の要件のいずれかを満たすグループに感謝状を贈呈することができる。

- (1) 4月1日において5年以上（試行期間を含む）にわたり継続して、違反広告物の除却に実績を有し、区民の生活環境向上に貢献したと認めるグループ
- (2) 区長が特に区民の生活環境向上に貢献したと認めるグループ

2 感謝状の贈呈は、表彰区分を違反広告物除却協力団体として、年1回、区長が行う。

3 区長は、前項の規定による感謝状の贈呈を受けたグループが、第1項第1号の要件を満たした日から5年を経過した日の属する年度において、同号の要件を満たしたときは、当該グループに対して、再度感謝状を贈呈することができる。以後5年を単位として、同様とする。

(庶務)

第17条 協力員による違反広告物の除却活動に関する庶務は、道路公園整備室長付道路公園管理課が行う。

付 則（24足都道発第5592号 平成25年2月1日 区長決定）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（25足都道発第5858号 平成26年2月7日 区長決定）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（27足都道発第1158号 平成27年6月5日 区長決定）

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

付 則（27足都道発第5051号 平成27年11月30日 区長決定）

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則（30足都道発第7924号 平成31年3月28日 区長決定）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、改正前の足立区違反広告物除却協力員制度実施要綱第7条の規定により協力員として委嘱を受け、交付を受けた違反広告物除却協力員証は、この要綱の施行の日以後も、当該有効期限が到来する日までの間は、なお効力を有する。

付 則（2足都道発第2660号 令和2年7月31日 区長決定）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

付 則（3足都道発第8929号 令和4年3月25日 区長決定）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。